

平成20年3月31日

アエル株式会社の民事再生手続開始申立を受けての緊急会長声明

東京司法書士会
会長 小村 勝

平成20年3月24日、東京都中央区に本店を置く消費者金融会社のアエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行い受理された。

同社は、平成13年に旧商号である日立信販株式会社からアエル株式会社と商号を変更するとともに全国的に店舗を増やした後、経営不振に陥り、平成15年9月に更生手続開始の申立をし、平成19年8月に更生手続が終結したばかりである。

申立時の負債総額は約231億円とのことであるが、貸出残高は1000億円程度であるとみられており、東京を中心に首都圏一円にも多数の店舗が存在していたことから、今般のアエル株式会社の民事再生手続開始申立により、東京近郊において同社と取引を継続している消費者に与える影響は極めて大きいものと言える。

そこで、多重債務被害救済に長く取り組んできた東京司法書士会としては、アエル株式会社の民事再生手続開始申立の事実を重く捉え、現在同社と取引を継続している消費者はもちろん、過去において同社と取引を継続していた消費者がさらなる多重債務被害に陥ることのないよう、東京司法書士会をあげて取り組むこと、さらには、今後起こりうる消費者金融会社の破綻に対しても迅速かつ適切な対応を取ることを宣言するとともに、改めて、次のとおり、同社の民事再生手続が適切に行われることを強く求めるものである。

記

1. 再生債務者アエル株式会社は、消費貸借取引を現に行っている顧客に対し自発的に利息制限法引直額を告知し、その結果、過払いとなっている顧客に対しては、民事再生手続に参加する機会を確保するとともに、残債務が現存する顧客に対しては、以後利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による請求をしないこと。
2. 再生債務者アエル株式会社は、旧商号である日立信販株式会社並びに吸収合併した株式会社ナイスの顧客を含め、再生手続開始決定前10年以内に取りを終了した消費貸借取引の顧客に対しても過払額を告知し、民事再生手続に参加する機会を確保すること。
3. 再生債務者アエル株式会社は、少額の再生債権につき弁済許可の申立をする等、消費者の過払債権が早期に支払われるよう適切な措置を講ずること。